事務局規程

（目 的）

第１条　この規程は、一般社団法人地域問題研究所（以下「研究所」という。）の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

（事務局）

第２条　研究所は、その事業活動を適切に運営するため、研究所に事務局を置く。

（組　織）

第３条　事務局に、次の部を置く。

(1) 事　業　部

(2) 調査研究部

(3) 総　務　部

２．部の分掌は、別紙１の「業務の分掌」に定める。

（職　制）

第４条　事務局に、次に掲げる職員を置く。

(1) 研究所長

(2) 部　　長

(3) 主　　任（調査役、主席研究員、主任研究員等）

(4) 一般所員

２．理事長は、前項以外の職制を定めることができる

（職　責）

第５条　研究所長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

２．各部長は、研究所長を補佐するものとし、研究所長に事故があるとき、又は研究所長が欠けたときは、各部長が職務を代行する。

３．部長は、管理監督者として、担当する部の事務を統括する。

４．主任は、管理監督者として、担当する部の事務を行う。

５．一般所員は、上級者の命を受けて、それぞれの部の事務に従事する。

附　則

この規程は、令和７年１月１日より施行する。

（別紙１）

業務の分掌

部	分　掌	備　考
事業部	①市町村ゼミナール・研究会・講演会・シンポジウム等の開催に関すること ②人材育成支援に関すること ③ネットワーク活動に関すること ④情報提供・発信に関すること ⑤愛知県交流居住センター事務局運営に関すること	
調査研究部	①調査研究・計画・事業推進に関すること	
総務部	①理事会及び総会に関すること ②登記・諸届に関すること ③事務所の賃貸借等に関すること ④規程類の制定・改廃に関すること ⑤役員及び労働者の人事・労務及び福利厚生に関すること ⑥財務及び会計に関すること ⑦他の部に属さないこと	